

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱い会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

-死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。

●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

(家族支援共済)

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

(特約制度)

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となります。この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

●この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

家族支援共済

家族支援共済
特約制度

（年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険、年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険）
（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））

もくじ

制度のしくみ	1
制度の概要	2
Q&A	3
加入例	4
家族支援共済 組合員本人プラン	5 6
家族支援共済 配偶者・こどもプラン	7
家族支援共済 加入の取扱について	8
特約制度 組合員本人・配偶者プラン	9 10
特約制度 加入の取扱について	11 12
2023年2月1日 加入取り扱いについて	13
MYメディカルサポートのご案内	14
契約概要・注意喚起情報	15 16

スケジュール

各地方本部・総支部
提出締切日

2022年11月18日(金)

責任開始期
(加入日)

2023年2月1日(水)

本当の安心を考えてほしい。
あなたに贈る
ショートムービー
限定公開中。



西日本旅客鉄道労働組合

*【契約概要】【注意喚起情報】はP 15～P 16に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

制度発足の経緯

国鉄時代より、在職中に万一の事があった際に、有志が発起人となって義援金を募り、残されたご家族にお渡していました。

しかし、義援金は一時的なものであり、残されたご家族を長期間安定して支援していくませんでした。

そんな中、組合員より「JR西労組の組織力を生かし、共済制度を発足したらどうか」との声があり、議論を重ね、1997年にJR西労組独自の共済制度として「家族支援共済」は発足しました。

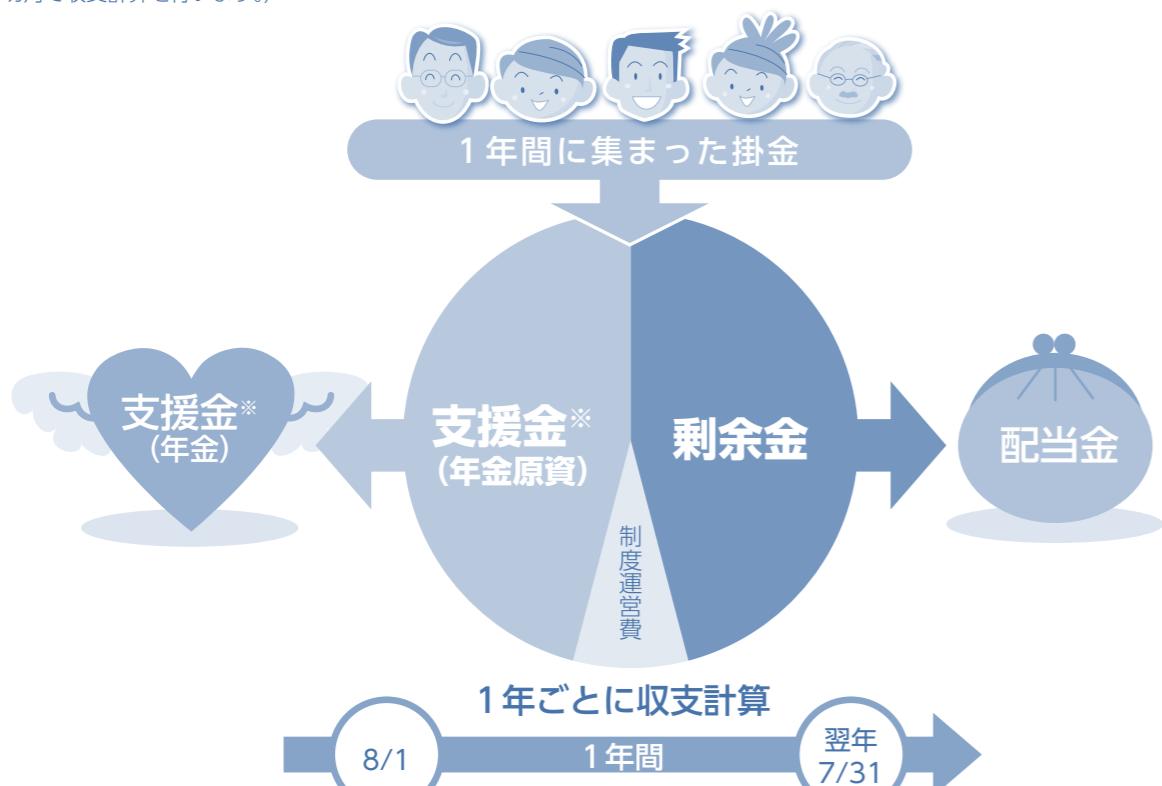
発足以来今日まで、共に働く仲間の助け合いとして、突然のご不幸に見舞われたご家族を、まさに西労組約27,000名*の組織を生かし仲間で支援してきております。 *2022年8月1日時点の組合員の人数



家族支援共済のしくみ

この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

(今回は6ヶ月で収支計算を行います。)



万一のことがあった組合員を組合員みんなで支えあう
組合員同士の助け合い制度です。

配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※支援金とは死亡・高度障害時の保険金です。 ※ただし、特約制度には配当金はありません。

家族支援共済の概要

組合員のみなさんが万一亡くなられた場合

遺族が感じる不安

経済面

- 公的遺族年金の支給
(遺族基礎年金・遺族厚生年金)
公的遺族年金だけでは現在の生活水準を維持するには困難です。
- 一時金の支給
(一般の生命保険・死亡退職金)
個人が運用しながら、計画的に使うことは非常に難しい。

経済的な不安＝残されたご家族の生活費の不足

生活年金の給付が必要
(経済的支援)

精神面

- 残された家族の様々な「不安」「悩み」
 - ・疎外感（相談相手がない）
 - ・財産運用の相談に乗ってくれる人がいない
 - ・さびしさが募り、途方にくれた… etc

精神的な不安＝頼れる人がいない不安

遺族に対する説明・相談体制が必要
(精神的支援)

なぜ家族支援共済が必要なのでしょうか

この制度は組合員のみなさんが万一亡くなられた場合、残された大切なご家族を、経済的、精神的にサポートしていくJR西労組独自の共済制度です。

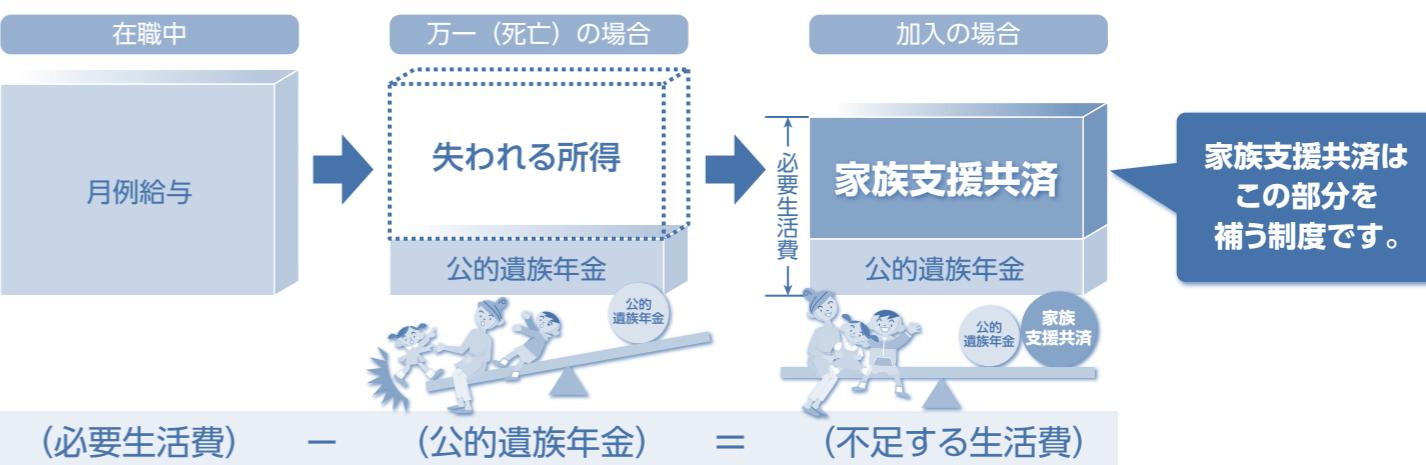
家族支援共済の精神的サポート

家族支援共済のご加入者で、万一死亡給付が発生した場合、ご遺族の方に対し保険金受取試算をもとに今後のライフシミュレーションの作成、請求書の書き方を含めた請求相談を実施しております。



家族支援共済の経済的サポート

残された家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



家族支援共済

意向確認【ご加入前のご確認】

家族支援共済は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向

に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。

●1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金としてお返しします。（今回は6ヵ月で収支計算を行います。）

組合員本人プラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

コース名	ボーナス 給付	給付内容（合計）					掛金		給付内容（内訳）								掛金（内訳）			
		年齢	月額年金給付額	受取期間	受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資)	月額掛金		コース名	受取期間	月額年金給付額	給付①		給付②		給付①	給付②			
							男性	女性				年	約	万円	年	約	万円	年	約	万円
月額 15万円コース	なし (C+C)	18~35	15	30	5,473	4,835	3,363	2,251	C	5	903	25	4,561	3,932	650	442	2,713	1,809		
		36~40		25	4,560	4,120	3,612	3,117				20	3,648	3,217	813	704	2,799	2,413		
		41~45		20	3,648	3,378	3,980	3,068				15	2,736	2,475	1,084	840	2,896	2,228		
		46~50		15	2,736	2,594	4,437	3,399				10	1,824	1,691	1,562	1,201	2,875	2,198		
		51~55		10	1,842	1,786	4,635	3,260				5	15.5	930	883	2,357	1,662	2,278	1,598	
		56~60		8	1,456	1,425	5,588	3,437				15.1	908	877	2,159	1,332	3,429	2,105		
		61~65		5	913	906	5,546	2,956				2	548	539	2,253	1,204	3,293	1,752		
月額 10万円コース	なし (D+D)	18~35	10	30	3,672	3,244	2,256	1,510	D	5	606	25	3,060	2,638	436	297	1,820	1,213		
		36~40		25	3,060	2,765	2,423	2,092				20	2,448	2,159	545	473	1,878	1,619		
		41~45		20	2,448	2,267	2,670	2,059				15	1,836	1,661	727	564	1,943	1,495		
		46~50		15	1,836	1,741	2,978	2,282				10	1,224	1,135	1,048	806	1,930	1,476		
		51~55		10	1,242	1,204	3,125	2,197				5	10.5	630	598	1,582	1,115	1,543	1,082	
		56~60		8	977	956	3,749	2,305				3	10.1	609	588	1,450	894	2,299	1,411	
		61~65		5	612	608	3,722	1,984				2	3	10.2	368	362	1,510	807	2,212	1,177
月額 8万円コース	なし (E+E)	18~35	8	30	2,897	2,562	1,782	1,193	E	5	488	25	8.0	2,405	2,074	351	239	1,431	954	
		36~40		25	2,460	2,224	1,949	1,683				20	1,968	1,736	439	381	1,510	1,302		
		41~45		20	1,968	1,824	2,149	1,656				15	1,476	1,336	586	454	1,563	1,202		
		46~50		15	1,476	1,400	2,394	1,835				10	984	912	844	649	1,550	1,186		
		51~55		10	1,001	972	2,523	1,774				5	8.4	509	484	1,274	898	1,249	876	
		56~60		8	785	768	3,012	1,852				3	8.1	489	472	1,166	719	1,846	1,133	
		61~65		5	492	489	2,994	1,595				2	3	8.2	295	291	1,216	649	1,778	946
月額 7万円コース	なし (F+F)	18~35	7	30	2,593	2,291	1,593	1,067	F	5	428	25	7.2	2,161	1,863	308	210	1,285	857	
		36~40		25	2,136	1,931	1,693	1,461				20	7.1	1,704	1,503	385	334	1,308	1,127	
		41~45		20	1,728	1,601	1,886	1,454				15	7.2	1,296	1,173	514	398	1,372	1,056	
		46~50		15	1,296	1,229	2,102	1,610				10	7.2	864	801	740	569	1,362	1,041	
		51~55		10	881	855	2,219	1,561				5	7.4	449	427	1,117	788	1,102	773	
		56~60		8	688	674	2,643	1,626				3	7.1	428	414	1,024	632	1,619	994	
		61~65		5	432	429	2,626	1,400				2	3	7.2	259	255	1,068	571	1,558	829
月額 5万円コース	なし (G+G)	18~35	5	30	1,872	1,654	1,150	770	G	5	309	25	1,560	1,345	222	151	928	619		
		36~40		25	1,560	1,410	1,236	1,067				20	1,248	1,101	278	241	958	826		
		41~45		20	1,248	1,156	1,362	1,049				15	936	847	371	287	991	762		
		46~50		15	936	888	1,519	1,164				10	624	579	535	411	984	753		
		51~55		10	641	622	1,614	1,136				5	5.4	329	313	806</td				

家族支援共済

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき (加入対象区分: 配偶者)

年金月額 約7万円コース ▶ 申込書の [429] にマルをしてください。

年齢 歳	生年月日	受取年数 年	年金月額		受取総額 約 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (年金原資) 万円	月額掛金	
			初年度 約 万円	最終年度 約 万円			男性 円	女性 円
18~35	1987.2.2~2005.2.1	5	6.9	7.5	433	429	296	197
36~40	1982.2.2~1987.2.1						373	322
41~45	1977.2.2~1982.2.1						502	386
46~50	1972.2.2~1977.2.1						729	558
51~55	1967.2.2~1972.2.1						1,107	776
56~60	1962.2.2~1967.2.1						1,677	1,030
61~65	1957.2.2~1962.2.1						2,621	1,394

年金月額 約5万円コース ▶ 申込書の [309] にマルをしてください。

年齢 歳	生年月日	受取年数 年	年金月額		受取総額 約 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (年金原資) 万円	月額掛金	
			初年度 約 万円	最終年度 約 万円			男性 円	女性 円
18~35	1987.2.2~2005.2.1	5	5.0	5.4	312	309	213	142
36~40	1982.2.2~1987.2.1						269	232
41~45	1977.2.2~1982.2.1						362	278
46~50	1972.2.2~1977.2.1						525	402
51~55	1967.2.2~1972.2.1						797	559
56~60	1962.2.2~1967.2.1						1,208	742
61~65	1957.2.2~1962.2.1						1,888	1,004

年金月額 約3万円コース ▶ 申込書の [185] にマルをしてください。

年齢 歳	生年月日	受取年数 年	年金月額		受取総額 約 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (年金原資) 万円	月額掛金	
			初年度 約 万円	最終年度 約 万円			男性 円	女性 円
18~35	1987.2.2~2005.2.1	5	2.9	3.2	186	185	128	85
36~40	1982.2.2~1987.2.1						161	139
41~45	1977.2.2~1982.2.1						216	167
46~50	1972.2.2~1977.2.1						315	241
51~55	1967.2.2~1972.2.1						477	335
56~60	1962.2.2~1967.2.1						723	444
61~65	1957.2.2~1962.2.1						1,130	601

こどもプラン

死亡・高度障害のとき (加入対象区分: こども)

コース 万円	年齢	生年月日	死亡・高度 障害保険金	月額掛金
300	3~22歳	2000.2.2~2020.2.1	300万円	一律 210円
100			100万円	一律 70円

*配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

*配偶者・こどもの保険金額は本人の給付②の保険金額と同額以下としてください。

*本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

*こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

*配偶者およびこども特約の掛け金は月払のみです。

*記載の掛け金は正規掛け金です。

*配偶者プランは、受取期間中の年金額が増加（2%単利通増）するタイプの設計となっています。

*配偶者プランの掛け金については、優良割引を適用した場合の掛け金となっています。申込締切後の加入規模および保険収支によっては優良割引を適用できない場合があります。

*記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安生生命の基礎率（予定期率、予定期死率、予定期事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳=2022年8月1日現在満39歳6ヶ月を超えて40歳6ヶ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、掛け金は前年度と変わります。

保険金等のお支払いについて、本パンフレットの8ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

家族支援共済 加入の取扱について

本人…西日本旅客鉄道労働組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年8月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年8月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方
こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2022年8月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方

加入資格	<p>【告知内容】 本人【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・こども【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から最終（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 本人・配偶者・こども共通【過去12ヶ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。 別表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 </p>
	※告知していただいた内容が事実と違っていた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

保険期間	6ヶ月間（2023年2月1日～2023年7月31日）で以後毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛け金の払込みが条件となります。
	毎月の給与から控除します。（2月より）

配当金	1年ごとに収支計算
-----	-----------

特約制度

意向確認【ご加入前のご確認】

特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容 組合員本人・配偶者プラン

[加入対象区分: 本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額	
		100万円	200万円
基本部分 (主契約)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	100万円	200万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)	100万円	200万円
特約① (7大疾病保障特約)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	50万円	100万円
特約② (がん・上皮内新生物保障特約)	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	10万円	20万円

!(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

!(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注)特約を付加するには、基本部分(主契約)への加入が必要です。

『リビング・ニーズ特約』余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

保険金ごとの保障イメージ(お申込金額200万円の場合)

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	3大疾病(特定疾病)		その他の4疾病	上皮内新生物
基本部分 (主契約) 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で200万円				
特約① 7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で100万円			
特約② がん・上皮内新生物 保険金		お支払事由のいずれかに該当で20万円			
お支払事由ごとの保険金額合計	200万円	320万円	300万円	300万円	100万円
					20万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

『7大疾病保障特約またはがん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項』

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

お支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お支払事由		お支払対象とならない 疾病例※1
	特定 疾病 保険 金 ※13	●悪性新生物 (がん)	
●急性心筋梗塞	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く 皮膚がん ・脂肪腫	
●脳卒中 (くも下膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症	
●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも下膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤	
●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき		
●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的人工透析療法※10を開始したとき		
●肝硬変	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき※11		
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)普通保険契約「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。
詳細については、「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされことを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病变が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T1」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 病理の「発病」(発生)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中にについての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、胸腔鏡手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保険特約(特定疾病定期Ⅱ型)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液液化を行なう療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合は、がん・上皮内新生物保険特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

月額掛金表 組合員本人・配偶者プラン

本人・配偶者共通

〈保険期間1年、集団扱月払、保険金額100万円・200万円〉

(単位:円)

年齢	男性				女性			
	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円
基本部分 (主契約)	保険金額 100万円	保険金額 50万円	保険金額 10万円	合計 掛金	基本部分 (主契約)	特約① (7大疾病 保障特約)	特約② (がん・上皮内 新生物保障特約)	合計 掛金
18~20歳	178	65	13	256	356	130	26	512
21~25歳	229	70	13	312	458	140	26	624
26~30歳	234	80	14	328	468	160	28	656
31~35歳	283	105	16	404	566	210	32	808
36~40歳	374	135	20	529	748	270	40	1,058
41~45歳	508	195	30	733	1,016	390	60	1,466
46~50歳	831	340	47	1,218	1,662	680	94	2,436
51~55歳	1,362	540	72	1,974	2,724	1,080	144	3,948
56~60歳	2,118	920	124	3,162	4,236	1,840	248	6,324
61~64歳	3,287	1,465	227	4,979	6,574	2,930	454	9,958

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2023年2月1日現在満39歳6ヶ月を超えて40歳となります。

*この制度の掛け金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛け金は主契約の総保険金額10億円未満の場合の掛け金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なる場合は、掛け金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛け金を適用します。

*記載の掛け金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛け金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛け金等も改定されることがあります。

*加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれるものとお取扱いします。

*配偶者のみの加入はできませんが、本人より大きな保険金額のコースへの加入はお取扱できます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレットの11~12ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

特約制度 加入の取扱について

加入資格	<p>本人…家族支援共済にご加入の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年2月1日現在満17歳6カ月を超える方 配偶者…家族支援共済配偶者プランにご加入の本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年2月1日現在満17歳6カ月を超える方</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から最終（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より計算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去5年内の健康状態】 申込日（告知日）より計算して過去5年内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>別表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>(がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付与するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。</p> <p>【現在までの健康状態】</p> <p>申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。 ※引受会社に既に別の保険契約がある場合、その保険金額・保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p> <p>※過去に特定疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。</p> <p>※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。</p> <p>※加入日よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象にななりません。</p> <p>※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。</p>		
	<p>1年間（2023年2月1日～2024年1月31日）で以後毎年更新します。 この制度は、西日本旅客鉄道労働組合を契約者とし、2023年2月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。 この制度にお申込いただいた方は、2023年8月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申込いただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。） なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。</p>		
掛金	掛け金は毎月の給与から控除します。（初回は2月より）		
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。		
自動更新の取扱い	保険期間の満了日の2ヵ月前までに更新されない旨の申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 *更新後の契約の保険期間は1年です。 *更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保険金のお支払いについて	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときに支払われます。 ※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。		
高度障害	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table border="1"><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1.両眼の視力を全く永久に失ったとき 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</td></tr></table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったとき 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったとき 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が取消しなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合は、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しなことがあります。） ●契約者もしくは被保険者による保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が無効となったとき 1.死亡保険金について ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなくったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。） 2.高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）		

特約制度 加入の取扱について

リビング・ニーズ特約	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求の際に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6ヵ月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。 ●余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合は「被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき」に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の余命が6ヵ月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6ヵ月以内ではなくなったと判断される場合 (2) 被保険者の余命が6ヵ月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金の範囲内、かつ被保険者1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金です。 ●この特約による保険金をご請求いただけます。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6ヵ月間の指定保険金額に対する利息と6ヵ月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6ヵ月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。） <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3) 戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金のお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
	<p>代理請求特約[Y]について</p> <p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時に、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。 <p>A. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事実にある方など）で、被保険者と同居している方</p> <p>I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）</p> <p>*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。 指定代理請求者となる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
税法上の取扱い	<p>●掛け金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</p> <p>●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。</p> <p>●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得に加え復興特別所得税が課税されます。</p> <p>※また配偶者の保険金は、指定代理請求者に支払われます。</p> <p>●高度障害保険金は非課税です。</p> <p>●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。</p> <p>税務の取扱いについては税制改正により、</p>

2023年2月1日 加入取り扱いについて

2023年2月1日加入時のお取り扱いについては以下記載をご参考ください。

制度名称	家族支援共済	特約制度
保険期間	2023年2月1日(水)～2023年7月31日(月)	2023年2月1日(水)～2024年1月31日(水)
掛金	毎月の給与から控除します(初回は2月より)	
責任開始期(加入日)	2023年2月1日(水)	
申込書提出締切日	2022年11月18日(金)	
中途募集のお取り扱いできない事項	<ul style="list-style-type: none">●既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含む)のコース(保険金額)変更●既に本制度にご加入している方の配偶者・子どもの追加加入●家族支援共済ボーナスありコースへの加入	<ul style="list-style-type: none">●既に本制度にご加入している方(配偶者を含む)のコース(保険金額)変更および7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約の付加●配偶者のみの加入●7大疾病保障特約制度、がん・上皮内新生物保障特約のみの加入
配当金	「家族支援共済」は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金としてお返しする仕組みとなっています。ただし、今回は6ヶ月で収支計算を行います。	配当はありません。
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。	

MYメディカルサポートのご案内

特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のいずれかを受け取られた方が無料でご利用いただける電話相談サービスです。各種相談サービスは3年間ご利用いただけます。



サービスの内容

24時間健康・医療相談

- 例えばこんな時に……
 - 夜中に子どもが泣きやまない。
どうしよう。
 - 6ヶ月も医者に通っているが、
なかなかよくならない。

健康に関する不安や心配なことを、
24時間・年中無休のフリーダイヤル
でご相談いただけます。

メンタルヘルス相談

- 例えばこんな時に……
 - 毎日がなんとなく不安で、
鬱々としている。
 - 最近疲れやすい。医者に診てもらったが、
どこにも異常はないと言われた。

電話または面談にて臨床心理士等の専門家がカウンセリングを行います。
(電話相談は無料。面接相談は年間5回まで無料で、6回目から10,000円程度かかります。)

セカンドオピニオン

- セカンドオピニオン
◆例えばこんな時に……
 - 現在の治療方針に不安がある
 - ほかの治療法がないのか知りたい
 - セカンドオピニオンを取る必要があるかまず専門家に相談したい

より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や、今後の治療方針・方法などについての意見を聞くことができます。一定の条件が満たされた場合には各専門分野の医師が在籍する医療機関での受診を手配・紹介します。

- 糖尿病相談・専門医紹介サービス
◆例えばこんな時に……
 - 健康診断の結果、血糖値の数値が高い
 - 血糖コントロールがうまくできない
 - 糖尿病と診断されてしまったが、治療方法が不安…

糖尿病の早期治療・重症化防止のお手伝いをいたします。
優秀糖尿病臨床医の紹介、専門医療機関を案内いたします。

※本サービスの利用者は7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保険特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保険定期保険(II型)に加入し、特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のいずれかを受け取られた方です。詳細はサービスの提供開始時に送付される「MYメディカルサポート利用者規約」を参照ください。

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容は今後変更される可能性があります。

【契約概要】【注意喚起情報】(生命保険)

家族支援共済(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険、年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険)
特約制度(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付)集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている家族支援共済は、新・団体定期保険を指します。

契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保 険 料	支払事由
家 族 支 援 共 済	P8	P8	P5	P8
特 約 制 度	P11	P11	P9	P10,P11

- 配当金
家族支援共済は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
特約制度は、配当金はありません。

- 脱退による返戻金
家族支援共済、特約制度は、脱退(解約)による返戻金はありません。

- 引受保険会社
明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

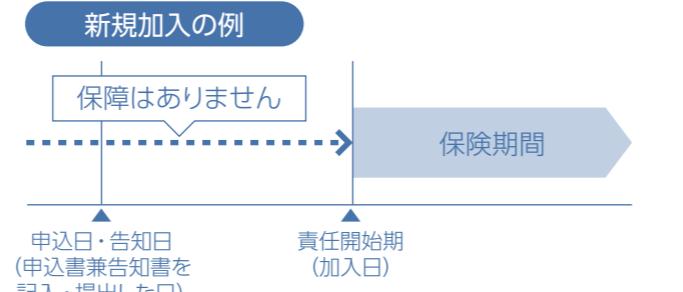
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期(加入日)

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

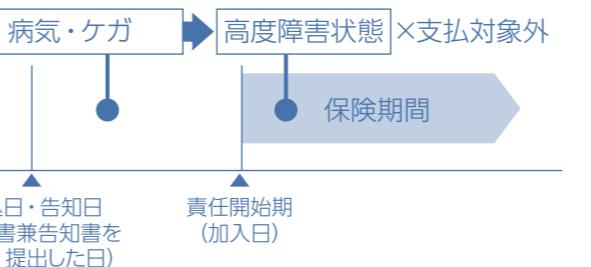


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

- 特約制度について、責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
家族支援共済(P8)、特約制度(P10、11)

5. 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口
0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁判審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■特約制度については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

MEMO

MEMO